

令和8年8月24日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

広島市健康福祉局 高齢福祉部
介護保険課事業者指導・指定担当課長

令和8年度 特定事業所集中減算に係る手続きについて（通知）

日頃から本市介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

標記のことについて、居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護等の4つのサービスについて、紹介率が最高である法人の名称等について記載した書類を作成することになっています。

ついては、以下の本市ホームページより「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書」（Excel ファイル）をダウンロードし、同ホームページや同ファイル内の「報告の流れ」の記載に従って作成・提出等を行ってください。

（掲載場所）広島市ホームページ 【ページ番号：1011474】

広島市トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 事業者向け情報 > 加算の確認・届出 > 特定事業所集中減算に係る手続き

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/fukushi-kaigo/1014902/1006001/1025733/1025737/1011474.html>

1 判定期間及び提出期限

	判定期間	提出期限
前期	3月1日から8月末日	令和8年9月15日（火）必着
後期	9月1日から2月末日	令和9年3月15日（月）必着

2 提出及び保存する書類

対象事業所	提出書類	5年間保存する書類
「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書」を作成した結果、80%を超えている事業所	特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書 （※Excel ファイルを電子メールにより提出してください。）	・ 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書 ・ 特定の居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所を選択することの確認書（別紙2）
「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書」を作成した結果、80%を超えていない事業所	なし	・ 特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書

3 提出先・問い合わせ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係 今井

e-mail: kaigo@city.hiroshima.lg.jp

電話：082-504-2721